

実務経験範囲一覧

入学資格Ⅱ・Ⅲ及び実習免除に関わる実務経験は、下記の実務経験範囲一覧に示した『施設(事業)等種類』及び『職種』として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む)で従事した期間を通算して計算したものです。これに示す施設、職種以外の経験は実務経験の対象になりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

※令和7年1月時点での実務経験範囲一覧です。詳しくは社会福祉振興・試験センターのホームページでご確認ください。

施設（事業）種類 （いずれも精神障害者に対して サービスを提供するものに限る）	職 種	コード	施設（事業）種類 （いずれも精神障害者に対して サービスを提供するものに限る）	職 種	コード	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			母子生活支援施設	母子支援員	26041	
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	26001		少年を指導する職員	26042	
	医療ソーシャルワーカー	26002		心理療法担当職員	26043	
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	26003		自立支援担当職員	26044	
	社会福祉士	26004		個別対応職員	26045	
	精神科ソーシャルワーカー	26005	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	26046	
	心理判定員	26006		相談支援員	26047	
児童福祉法			児童自立支援施設	児童自立支援専門員	26048	
障害児通所支援事業を行う施設 （児童デイサービスであった期間を含む）				児童生活支援員	26049	
児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	26007		個別対応職員	26050	
放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	26008		家庭支援専門相談員	26051	
居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	26009		心理療法担当職員	26052	
保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	26010		職業指導員	26053	
乳児院	個別対応職員	26011		自立支援担当職員	26054	
	家庭支援専門相談員	26012		児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 88 条の3第1項に規定する職員	26055
	児童指導員	26013	児童自立生活援助事業を行う施設		相談援助業務を行う指導員	26056
	保育士	26014			自立支援担当職員	26057
	里親支援専門相談員	26015			個別対応職員	26058
児童養護施設	児童指導員	26016	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	26059	
	保育士	26017		里親等支援員	26060	
	個別対応職員	26018		里親研修等担当者	26061	
	家庭支援専門相談員	26019		養親等相談支援員	26062	
	心理療法担当職員	26020	自立支援担当職員	26063		
	職業指導員	26021	家庭支援専門相談員	26064		
	自立支援担当職員	26022	社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	支援コーディネーター	26065	
	里親支援専門相談員	26023		生活相談支援員	26066	
福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）	児童指導員	26024	妊産婦等生活援助事業を行う施設	就労相談支援員	26067	
	保育士	26025		支援コーディネーター	26068	
	児童発達支援管理責任者	26026	母子支援員	26069		
	心理担当職員	26027	地域保健法			
	職業指導員	26028	保健所	精神保健福祉相談員	26070	
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	心理療法担当職員	26029		社会福祉士	26071	
	児童指導員	26030		精神科ソーシャルワーカー	26072	
	保育士	26031		心理判定員	26073	
	個別対応職員	26032	市町村保健センター	精神保健福祉相談員	26074	
	家庭支援専門相談員	26033		社会福祉士	26075	
児童相談所	児童福祉司	26034		精神科ソーシャルワーカー	26076	
	児童心理司	26035		心理判定員	26077	
	受付相談員	26036	医療法			
	相談員	26037	病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー	26078	
	電話相談員	26038		医療ソーシャルワーカー	26079	
	児童指導員	26039	診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー	26080	
	保育士	26040	医療ソーシャルワーカー	26081		
			生活保護法			
			救護施設	生活指導員	26082	
			更生施設	生活指導員	26083	

施設(事業)種類 (いずれも精神障害者に対して サービスを提供するものに限る)	職 種	コード
被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	26084
被保護者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	26085
被保護者家計改善支援事業を行う事業所	被保護者就労準備支援担当者	26086
	相談支援に従事する者	26087
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員	26088
日常生活支援住居施設	生活支援員	26089
	生活支援提供責任者	26090
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	26091
	社会福祉士	26092
	精神科ソーシャルワーカー	26093
	心理判定員	26094
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	26095
	社会福祉士	26096
	精神科ソーシャルワーカー	26097
	心理判定員	26098
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	26099
	社会福祉士	26100
	精神科ソーシャルワーカー	26101
	心理判定員	26102
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	主任相談支援員	26103
	相談支援員	26104
	就労支援員	26105
	家計改善支援員	26106
	就労準備支援担当者	26107
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	主任相談支援員	26108
	相談支援員	26109
	就労支援員	26110
	家計改善支援員	26111
	就労準備支援担当者	26112
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員	26113
	相談支援員	26114
	就労支援員	26115
	家計改善支援員	26116
	就労準備支援担当者	26117
社会福祉法		
福祉事務所	査察指導員	26118
	身体障害者福祉司	26119
	知的障害者福祉司	26120
	老人福祉指導主事	26121
	現業員	26122
	家庭児童福祉主事	26123
	家庭相談員	26124
	面接員に相当する職員	26125
	女性相談支援員	26126
	母子・父子自立支援員	26127
	母子・父子自立支援プログラム策定員	26128
	就業支援専門員	26129
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	26130
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	26131

施設(事業)種類 (いずれも精神障害者に対して サービスを提供するものに限る)	職 種	コード
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	26132
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	26133
	相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員	26134
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	26135
	心理判定員	26136
	職能判定員	26137
	ケース・ワーカー	26138
法務省設置法		
保護観察所	社会復帰調整官	26139
	保護観察官	26140
障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	26141
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	26142
	職場適応援助者	26143
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	26144
	就業支援担当者	26145
	主任職場定着支援担当者	26146
	生活支援担当職員	26147
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		
女性相談支援センター	相談支援員	26148
	心理支援員	26149
	女性相談支援員	26150
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	26151
刑事収容施設法		
刑事施設	刑務官	26152
	法務教官	26153
	法務技官(心理)	26154
	福祉専門官	26155
少年院法		
少年院	法務教官	26156
	法務技官(心理)	26157
	福祉専門官	26158
少年鑑別所法		
少年鑑別所	法務教官	26159
	法務技官(心理)	26160
更生保護事業法		
更生保護施設	補導に当たる職員	26161
	福祉職員	26162
	薬物専門職員	26163
	訪問支援職員	26164
発達障害者支援法		
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	26165
	就労支援を担当する職員	26166
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)		
障害福祉サービス事業		
生活介護を行う施設	生活支援員	26167
	サービス管理責任者	26168

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対して サービスを提供するものに限る)	職 種	コード
自立訓練を行う施設	生活支援員	26169
	サービス管理責任者	26170
就労移行支援を行う施設	職業指導員	26171
	生活支援員	26172
	就労支援員	26173
	サービス管理責任者	26174
就労継続支援を行う施設	職業指導員	26175
	生活支援員	26176
	サービス管理責任者	26177
就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	26178
	サービス管理責任者	26179
	相談援助業務に従事する職員	26180
自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	26181
	サービス管理責任者	26182
	相談援助業務に従事する職員	26183
短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員	26184
重度障害者等 包括支援を行う施設	相談援助業務に従事する職員	26185
共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	26186
地域生活支援事業		
日中一時支援事業を 行っている施設	相談援助業務に従事する職員	26187
障害者相談支援事業を 行っている施設	相談援助業務に従事する職員	26188
障害児等療育支援事業を 行っている施設	相談援助業務に従事する職員	26189
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった 期間を含む)	相談支援専門員	26190
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった 期間を含む)	相談支援専門員	26191
	相談支援員	26192
障害者支援施設	生活支援員	26193
	就労支援員	26194
	サービス管理責任者	26195
地域活動支援センター	指導員	26196
福祉ホーム	管理人	26197
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	26198
介護保険法		
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行 う職員（介護保険法第115条 の45第2項第4号から第5号ま でに掲げる事業を除く）	26199
職業安定法		
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	26200
	障害学生等雇用サポーター	26201
その他		
精神障害者地域移行支援 特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター	26202
	地域移行推進員	26203
アウトリーチ事業、アウトリー チ支援を行う施設	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業 療法士、その他医療法に規定す る病院として必要な職員を除く)	26204
第1号職場適応援助者助成 金又は訪問型職場適応援助 者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修 又は訪問型職場適応援助者養 成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行っている者	26205

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対して サービスを提供するものに限る)	職 種	コード
訪問型職場適応援助に係る 受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研 修を修了した職員であって、職 場適応援助を行っている者	26206
スクールソーシャルワーカー 活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	26207
母子家庭等就業・自立支援 センター事業、一般市等就業・ 自立支援事業を行う施設	相談員	26208
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	26209
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	26210
ホームレス自立支援事業を 行う施設	生活相談指導員	26211
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	26212
高次脳機能障害者の 支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	26213
その他厚生労働大臣が 個別に認めた施設 ※個別認定にあたっては、別途基準、 申請様式があります。事前に当 課程へご連絡ください。	精神保健福祉に関する相談援 助業務に従事する相談員	26999

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去にお
いてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に
必要な実務経験の対象となります。

精神障害者地域生活援助 事業を行う施設	世話人	26214
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	26215
	管理人	26216
知的障害者援護施設	生活支援員	26217
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	26218

相談援助の業務 【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日 障精発 0520001号）別添】 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び 技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常 生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精 神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、 次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事する ことを要件とする。 ①精神障害者の相談 精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する 各種の情報提供 ②精神障害者に対する助言、指導 精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住 居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導 ③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、 洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能 を身につけるための訓練 ④精神障害者に対するその他の援助 精神障害者自身にすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す 精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を 求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援 ⑤援助を行なうための関係者との連絡、調整等 ・ケースカンファレンス等の会議への出席 ・ケース記録等の関係書類の整理 ・職員間の申し送り、連絡、調整 ・関係機関との連絡、調整 なお、病院における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験として は認められない。 (注意) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相 談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である 保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳 児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者 に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談 援助業務は、実務経験の対象とはなりません。
--